

諮問日：平成 30 年 8 月 27 日（諮問第 10 号）

答申日：平成 31 年 4 月 26 日（答申第 6 号）

事件名：生活保護変更決定についての審査請求事件

答 申 書

第 1 審査会の結論

1 ○○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づいて行った次に掲げる保護変更決定について取消しを求める審査請求は、認容すべきである。

（1）平成 29 年 9 月 20 日付け○○○○号（以下「本件処分 1」という。）

（2）平成 29 年 11 月 20 日付け○○○○号（以下「本件処分 4」という。）

（3）平成 29 年 11 月 20 日付け○○○○号（以下「本件処分 5」という。）

2 処分庁が、法第 25 条第 2 項の規定に基づいて行った次に掲げる保護変更決定について取消しを求める審査請求は、棄却すべきである。

（1）平成 29 年 9 月 20 日付け○○○○号（以下「本件処分 2」という。）

（2）平成 29 年 10 月 20 日付け○○○○号（以下「本件処分 3」という。）

第 2 事案の概要

1 平成 29 年 8 月 21 日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した。

2 平成 29 年 9 月 20 日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人のその他収入の認定に伴い、法第 25 条第 2 項に基づき保護の変更決定（本件処分 1）を行った。

3 同日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人および審査請求人の妻の老齢基礎年金の認定、審査請求人のその他収入の削除、審査請求人の妻の特別徴収の認定、審査請求人の妻の後期高齢者医療控除の認定ならびに審査請求人の介護保険料加算の認定替えに伴い、法第 25 条第 2 項に基づき保護の変更決定（本件処分 2）を行った。

4 平成 29 年 10 月 20 日、処分庁は、審査請求人に対し、冬季加算の認定、審査請求人の妻の施設入所ならびに審査請求人および審査請求人の妻の介護保険料の加算の認定替え等に伴い、法第 25 条第 2 項に基づき保護の変更決定（本件処分 3）を行った。

- 5 平成 29 年 11 月 20 日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人の妻のその他の収入（後期高齢者医療還付金）の認定に伴い、法第 25 条第 2 項に基づき保護の変更決定（本件処分 4）を行った。
- 6 同日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人の妻のその他収入の削除、審査請求人の妻の特別徴収の削除、審査請求人の妻の介護保険料加算の認定替え、審査請求人の期末一時扶助の認定および審査請求人の妻の通院移送費の認定に伴い、法第 25 条第 2 項に基づき保護の変更決定（本件処分 5）を行った。
- 7 平成 29 年 12 月 8 日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、平成 29 年 9 月 12 日付けの保護決定通知の段階まで戻すとの裁決を求める審査請求をした。

第 3 関係する法令等の規定

- 1 法第 3 条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」としている。
- 2 法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」としている。また、同条第 2 項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」としている。
- 3 法第 25 条第 2 項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」としている。
- 4 法第 37 条の 2 は、「保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十二条第二項、第三十四条第六項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第二百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる」とし、「この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたも

のとみなす」としている。

- 5 生活保護法施行令（昭和25年政令第148号。以下「令」という。）第3条（保護の方法の特例）は、「法第三十七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金銭について、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする」としている。

支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者
法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの	当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する者
法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金の償還に係るもの	当該被保護者に対し当該貸付金に係る債権を有する者
法第三十三条第四項の規定により交付する保護金品	当該被保護者に対し法第十四条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者
法第三十七条の二に規定する介護保険料	当該被保護者を被保険者とする市町村及び特別区

- 6 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）は、「生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる」としている。また、「別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる」とし、「市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める」としている。

- 7 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8は、収入の認定について規定し、第8—3(2)ア(ア)では、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）

については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない」としている。また、第8—3(2)エ(イ)では、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること」としている。

そして、第8—3(3)アでは、「社会事業団体その他(地方公共団体及びその長を除く。)から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの」、第8—3(3)ウでは、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」、第8—3(3)エでは、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」については、それぞれ収入として認定しないこととしている。

さらに、第10では、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く。)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること」としている。

8 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第8は、収入の認定の取扱いについて規定し、第8—1(4)アでは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」としている。また、第8—1(4)イでは、「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること」としている。

9 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の第10の問10の答は、「恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行なうこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の

残額によることとして差しつかえない」としている。また、問 10 の 2 の答は、保護開始時に保有する手持金の収入認定について、「一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。したがって、健全な家計運営については自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない」としており、手持金の認定について、「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)の 5 割を超える額とする」としている。そして、月の中途で開始する場合における当該月の程度の決定方式における年金収入については、「年金の残額については、手持金から繰越金として容認する額を控除した残りの額を次回受給月の前月までに分割して(少額の場合は当月分の)収入充当額に計上する」としている。

$$\begin{array}{l}
 \text{最低生活費} \times \frac{\text{X日}}{30日} - \frac{\text{手持金(年金残額を含む)} - \alpha\text{円}}{\text{次回受給月の前月までの月数}} \\
 = \boxed{\text{開始月扶助額}}
 \end{array}$$

第 4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 生活保護決定通知の 8 日後に変更通知が 2 通出されたが、これらは、最初に決定された支給額を極度に減らすもので、しかもその理由がいずれも納得がいけないものであるため、審査請求をすることにした。

変更通知の 1 通目については、処分庁の指導と指示もあったが、その内容は全く事実に反するもので、それに基づき過支給額として毎月 10,000 円ずつ引かれることになったが、この措置は全く不当なものだと言える。

変更通知の 2 通目は、最初に決定された支給額から当方の月間収入を差し引くという通知だが、月間収入は最初の支給額の決定時に既に引かれており、これでは支給額から二度にわたって月間収入が引かれるという不当な措置になる。

- (2) 以上の措置に加えて、処分庁が介護保険料の徴収と納付を代理として行うことによって、支給額から二重の減額をしたり、社会福祉協議会から貸与された福祉資金を自ら独占使用して、支給額の減少を仕組むなど、不当な行為が目立つ。最悪の事態としては、福祉資金借用書の偽造の疑いもあり、これ

らの審査も請求しなければならない。

- (3) 支給額を徹底して減らすことにより、当方をこれまで以上の困窮状態に追い込み、10月1日以降は食料品を購入することもできず、未納額は増えるばかりで、年越しも危うく、生活保護が終了する2月には、開始時に勝る最悪の事態を迎えるものと思われる。
- (4) 妻への医療扶助や介護扶助は正常に行われているようで、これは感謝しなければならないが、私が病院や介護施設に通って介護協力をするための費用や交通費は支給されず、大幅に削られた生活費ではこれを補うこともできず、困窮状態にあることに変わりはない。
- (5) 保護が決定し、生活資金の援助を受けるようになると、今度は、その支給方法に問題があつて、更に一層の困窮が続くようになった。

2 処分庁の主張

- (1) 請求人が友人より恵与された10,000円を収入認定したことについて

平成29年9月14日、請求人がロトを購入したところを担当のケースワーカーが確認、詳細を聞いたところ知人から提供を受けた10,000円の一部にて購入したと聴取した。このことは請求人自身も請求書にて認めている事実である。

(担当ケースワーカーは「借り入れた」と聴取している。)

前述のとおり、請求人が提供を受けた10,000円は、収入認定しないものの取り扱いを規定した次官通知第8-3-(3)において該当項目がないことから、収入認定の対象となるものである。

よって、処分庁は知人より提供を受けた10,000円を平成29年9月1日付けでその他収入として認定した。

なお、当該収入は10月1日付けで削除しており10月以降は認定していない。

本来、請求人は年金担保貸付けを受けなければ生活保護を受けずに生活できる程の十分な年金額を本来受給しており、年金担保貸付けが明ける平成30年2月からは生活保護を要しないと考えられる。

- (2) 請求人の8月分以降の介護保険料を認定し代理納付するとともに保護決定までの間に貸付けた福祉資金を初回保護費において返済を受け、また、10月受給分の年金から収入認定、介護保険料等特別徴収額の控除を開始したことについて

ア 8月分、9月分の支給額について

9月12日の保護開始決定時点では、10,000円の収入を処分庁は確認できなかったことから、8月分43,293円、9月分104,010円の合計147,303円であった。

しかしながら、9月14日、10,000円の提供を受けたと聴取したことから、9月20日、9月分として同額の収入認定を行い137,303円に変更した。

また、請求人に対して生活保護費支給までのつなぎ生活費として、初回保護費からの返済を条件に福祉資金 20,000 円の貸付を行っていることから、同額の返済を受けた。

加えて、請求人の 8 月、9 月分の介護保険料が未納であったため、保護開始となった 8 月分より介護保険料加算を認定し、法第 37 条の 2 に基づき 2 か月分の保険料である 19,800 円を代理納付した。

以上より 8 月、9 月分の支給できる保護費の合計は 97,503 円となる。

先にも述べたとおり、請求人の生活は悪循環に陥っていると考えられることから支給可能な金額を一括で支給した場合、本来生活費に充てるべき金額を借金の返済やロト購入等に充てる恐れがあったことから分割して支給する方法を採ったもので、平成 29 年 9 月 19 日に 40,000 円、同年 9 月 28 日に残りの 57,503 円を支給している。

イ 10 月分の支給額について

10 月より請求人世帯の年金収入認定を開始した。それに伴い介護保険料、後期高齢者医療保険の特別徴収額の控除を認定、請求人の介護保険料額の認定替を行っている。また 10,000 円の収入認定を削除している。

そこから請求人の介護保険料 2,620 円を代理納付した結果、請求人に支給できる保護費は 34,257 円となる。

ウ 11 月分の支給額について

11 月より冬季加算を認定している。また、妻の退院、ケアハウス入所に伴い基準生活費の変更を行っている。請求人の介護保険料加算の認定替え、妻の同保険料の普通徴収が開始されることから同加算の認定も併せて行っている。

なお、11 月 20 日付けで妻の後期高齢者医療保険料 5,036 円が還付されることが判明したことから、同額を収入認定し生じた過支給額は 12 月分保護費から差し引くこととした。

そこから請求人、妻の介護保険料合計 3,280 円を代理納付した結果、請求人に支給できる保護費は 28,024 円となる。

エ 12 月分の支給額について

12 月から妻の介護保険料の特別徴収が停止されるため同控除の削除、同保険料の認定替を行っている。

一時扶助として、請求人の期末一時扶助、妻の通院移送費をそれぞれ認定している。

併せて、11 月で認定した 5,036 円のその他収入を削除するとともに、生じた過支給額を 12 月分から差し引いている。

そこから請求人、妻の介護保険料合計 3,000 円を代理納付した結果、請求人に支給できる保護費は 33,848 円となる。

以上のとおり、請求人に対する保護費は適法に計算、支給している。

そこには請求人の主張する「二重引き」や「トリック」、「意図的・作為的試み」は一切含まれていないことは明らかである。

第5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

本件処分1、本件処分4に係る審査請求は、却下されるべきである。
本件処分2、本件処分3に係る審査請求は、棄却されるべきである。
本件処分5は、取り消されるべきである。

2 理由

(1) 各処分の適法性および相当性について

法は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」（法第3条）と規定した上で、保護の程度について、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」（法第8条第1項）と規定し、また、保護の基準について、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」（同条第2項）と規定している。

そして、これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めており、その中で、年齢別、世帯人員別および地域別に区分した基準生活費ならびに加算等の最低生活費を規定している。

また、保護の程度であるところの法第8条第1項の規定にいう「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」の具体的な内容については、次官通知第10において「当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること」と規定している。

以下、本件各処分において認定された最低生活費と収入充当額との対比を中心に検討をする。

ア 保護開始決定（通知書番号：〇〇〇〇号）について

(ア) 最低生活費について

処分庁が認定した審査請求人世帯に係る保護開始時の最低生活費は、保護の基準別表第1により月額104,010円であり、適正に算定されたものである。

(イ) 収入充当額について

保護開始決定においては、上記のとおり保護の基準別表第1により算出される審査請求人世帯の最低生活費がそのまま、保護費として決定されて

おり、収入充当額は何も認定されていない（乙第8号証1頁）。

(ウ) 最低生活費と収入充当額との対比

保護開始決定は、最低生活費月額 104,010 円をそのまま、保護費として保護決定をした（8月分は日割計算）ものであり、違法または不当な点は認められない。

イ 本件処分1（通知書番号：〇〇〇〇号）について

(ア) 結論

本件処分1は、保護開始決定において決定された、10月分以降支給額 104,010 円について、審査請求人のその他収入を認定したことにより 94,010 円に変更するものである（乙第8号証2頁）。

しかしながら、本件処分1による10月分以降支給額の変更決定については、10月4日に保護費が支給される以前において、本件処分2（通知書番号：〇〇〇〇号）により 36,877 円に変更されており、その効力を失っているのであるから、不服申立ての利益を有せず、処分取り消しを求める審査請求は、却下されるべきである。

(イ) 補足

なお、処分庁は、「9月20日付けの10,000円減額となる通知は10月分ではなく9月分である」（弁明書2頁）、「請求人が主張する10,000円を差し引いた変更通知は9月分であり」（弁明書3頁）等主張し、弁明書別紙2の「9月分の最低生活費の計算」において、「10,000」円を収入として記載するところであり、本件処分1が9月分の保護費の変更をしたものであれば、その処分の効力は本件処分2により効力を失うことはないのであるから、その適法性について審理員も判断を行うこととなる。

しかしながら、行政処分の効力は処分通知の記載内容から合理的に解釈しうる内容において効力を生じるところ本件処分1の保護変更決定通知書（通知書番号：〇〇〇〇号）には、「10月分以降支給額」欄に「94,010」と記載されており、10月分以降支給額を94,010円に変更した内容のものとし解釈しえない。また、「保護の変更の時期」として、平成29年9月1日と記載されているものの、同記載を「平成29年9月分」の保護費を変更するものと読み取ることは困難であり、処分の通知以降効力が発生する10月分以降の保護費に関する保護変更決定の効力を9月1日に遡及させる趣旨のものとして読み取るほかない。

したがって、本件処分1の取り消しを求める審査請求については、上記のとおり却下されるべきとの結論に至った。

ウ 本件処分2（通知書番号：〇〇〇〇号）について

(ア) 最低生活費について

処分庁が認定した審査請求人世帯に係る平成29年10月分の最低生活費は、保護の基準別表第1により月額96,730円である。

保護開始時点での最低生活費より 7,280 円低い額を認定するものであるが、平成 29 年 9 月まで 9,900 円であった審査請求人の介護保険料が 2,620 円に減額されたこと（乙第 9 号証）による介護保険料加算の認定替えの結果であり適正なものである。

（イ）収入充当額について

審査請求人世帯は保護開始後初めて平成 29 年 10 月に審査請求人 62,155 円、審査請求人の妻 80,779 円の年金を受領するのであるから、次官通知第 8-1-(4) に従い 2 か月に分割した 31,077 円および 40,389 円の合計 71,466 円から審査請求人の妻の後期高齢者医療保険料 6,493 円および年金から特別徴収された介護保険料 10,240 円を 2 分割した 5,120 円を控除した 59,853 円の収入があると認められ、適正に算定されたものである（乙第 8 号証 3 頁）。

（ウ）最低生活費と収入充当額との対比

以上より、本件処分 2 時点で認められる審査請求人世帯の 10 月分の最低生活費は月額 96,730 円であり、収入充当額は 59,853 円であるから、10 月分以降の保護費支給月額を 36,877 円と決定した本件処分 2 に違法または不当な点は認められない。

エ 本件処分 3（通知書番号：〇〇〇〇号）について

（ア）最低生活費について

処分庁が認定した審査請求人世帯に係る平成 29 年 11 月分の最低生活費は、保護の基準別表第 1 により月額 97,650 円である。

本件処分 2 時点での最低生活費より 920 円高い額を認定するものであるが、平成 29 年 10 月に 2,620 円であった審査請求人の介護保険料が 2,500 円に減額されたこと（乙第 9 号証）による介護保険料加算の認定替え、審査請求人の妻が入院から介護施設へ入所したことによる基準生活費の変更（22,680 円から 9,690 円への変更）および介護施設入所者加算（9,690 円の加算）の追加、審査請求人の妻の介護保険料加算（780 円の加算、乙第 9 号証）ならびに冬季加算（審査請求人について 2,580 円、審査請求人の妻について 980 円の加算）の追加によるものであり、適正なものである。

（イ）収入充当額について

審査請求人世帯は、年金月額 71,466 円を受領しているのであるから、特別徴収された 5,120 円を控除した 66,346 円の収入があると認められる（乙第 8 号証 4 頁）。

（ウ）最低生活費と収入充当額との対比

以上より、本件処分 3 時点で認められる審査請求人世帯の 11 月分の最低生活費は月額 97,650 円であり、収入充当額は 66,346 円であるから、11 月分以降の支給月額を 31,304 円とした本件処分 3 に違法または不当な点は認められない。

オ 本件処分4（通知書番号：〇〇〇〇号）について

本件処分4は、本件処分3において決定された、11月分以降支給額31,304円のうち、12月分以降支給額を、審査請求人の妻の後期高齢者医療還付金5,036円を12月分の収入充当額として認定したことにより21,232円に変更するものである（乙第8号証5頁）。

しかしながら、本件処分4による12月分以降支給額の変更決定については、平成29年12月4日に保護費が支給される以前において、本件処分5（通知書番号：〇〇〇〇号）により36,848円に変更されており、その効力を失っているのであるから、不服申立ての利益を有せず、処分取り消しを求める審査請求は、却下されるべきである。

カ 本件処分5（通知書番号：〇〇〇〇号）について

（ア）最低生活費について

処分庁が認定した審査請求人世帯に係る平成29年12月分以降の最低生活費は、保護の基準別表第1により月額113,350円である。

本件処分3時点での最低生活費より15,700円高い額を認定するものがあるが、審査請求人の妻の介護保険料が780円から500円に減額されたこと（280円の減額）、一時扶助費として通院移送費2,720円が発生したこと（乙第13号証）、12月のみの期末一時扶助費13,260円の加算によるものであり、適正に算出されたものである。

（イ）収入充当額について

審査請求人世帯は、年金月額71,466円を受領しているのであるから、その収入があると認められ、適正に算定されたものである（乙第8号証6頁）。

（ウ）最低生活費と収入充当額との対比

以上より、本件処分5時点で認められる審査請求人世帯の12月分の最低生活費は月額113,350円であり、収入充当額は71,466円であるから、12月分以降の保護費は41,884円となる。

ところが、本件処分5の保護決定（変更）通知書（通知書番号：〇〇〇〇号）には、12月分以降支給額につき「36,848」と記載されており、上記の最低生活費と収入充当額との対比に比して、5,036円の差額が生じている。この差額については、本件処分4において一旦、収入として認定した後期高齢者医療還付金5,036円と同額であり、「4 変更の理由」欄に「信子さんのその他収入の削除による」と記載されているにも関わらず、これが収入として認定されたままであるものと考えられる。

そこで、そもそも、後期高齢者医療還付金5,036円を収入として認定することの適否について判断するに、次官通知第8-3-(2)エ(イ)によれば、その他の収入の額が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされているところ、還付額は5,036円（乙第12号証）であることから本来収入認定をする必要がないものである。

また、過納金還付通知書には過納起算日が平成 29 年 8 月 16 日であると記載されており、その原資は、保護開始前の平成 29 年 8 月 15 日に支給された年金から特別徴収されたものである（乙第 11 および 12 号証）。

よって、本件処分 5 は、適正に算定されたものとはいえず違法であり、取り消されるべきである。

(2) 処分庁による介護保険料および福祉資金の代理納付について

保護開始決定および本件処分 1 ないし 5 により決定された保護費と、審査請求人に手渡される保護費との間には、処分庁による代理納付によって差額が生じるところであるが、法第 37 条の 2、令第 3 条により、処分庁は被保護者に代わり介護保険料および福祉資金の代理納付の支払いをすることができ、支払いがあった時には、保護金品の交付があったものとみなされるのであるから、この点についても、違法または不当な点は見当たらない。

(3) 審査請求人の主張についての検討

ア 月間収入の二重引きに関する主張について

審査請求人は、月間収入は最初の支給額の決定時にすでに差し引かれており、これでは支給額から二度にわたって月間収入がひかれ、不当な措置である旨主張する。

しかしながら、前記のとおり保護開始時の 8 月および 9 月分の保護費の算定において審査請求人およびその妻の年金は収入として認定されておらず、保護の基準から算出される最低生活費がそのまま保護決定額となっており、10 月分支給額の決定において初めて収入認定されたのであるから審査請求人の主張は失当である。

この点を、敷衍するに、確かに平成 29 年 9 月 12 日付けで決定された 10 月分以降の支給決定月額が 104,010 円であるのに対して、その 8 日後である 9 月 20 日付けで決定された 10 月分以降の支給決定額は 36,877 円であり、少なくない額の変更があり、本件処分 2 を受けた審査請求人としては大幅な保護費の減額がされたと感じ、保護費の二重引きをされているとの考えに至った審査請求人の心情も理解し得えなくもない。

しかしながら、本来的に、月の途中で保護を開始した場合であっても、年金残額を含む手持金から家計上の繰越金として保有を容認する額を控除した額を次回年金受給月の前月までに分割して収入認定することが可能であり

（課長通知問 10 および問 10 の 2）、保護途中において保護の程度の大きな変動は生じないのが通常であるところ、審査請求人世帯は、平成 29 年 8 月 15 日に、142,934 円の年金を受給（乙第 10 および 11 号証）しているにもかかわらず、僅かその 6 日後である保護申請日の 8 月 21 日時点において、現預金を併せた手持金が 40,827 円にまで減少させており（乙第 7 号証 2 頁）、その結果保護開始月からの年金相当額についての収入認定ができなかったことが、平成 29 年 9 月 12 日付けの保護開始決定時の支給額と同月 20 日付けの保

護変更決定の支給額の大きな変動要因であるといえる。

以上のとおり、大幅な保護費の減額の原因は、年金を受給した僅か6日後の保護申請時において、審査請求人の手持金が大幅に減少し、保護開始決定時では認定できなかった年金収入を、保護開始決定後、審査請求人が最初に受領する10月分の年金について、初めて認定したことにより、審査請求人の主張のように、年金収入が二重に収入認定された結果とはいえない。

また、その他に、二重での収入認定がされているといった事情は認められない。

イ 支給額1万円の減額に関する主張について

審査請求人は、友人から貰った1万円を収入とみなし支給額を減らすことは承服しかねる旨主張する。

この点、確かに本件処分1は、10月分以降支給額104,010円を、収入認定により94,010円に変更するものである。

しかしながら、前記のとおり、本件処分1の効力は、本件処分2の保護変更により失われており、審理員としては、審査請求人が知人から受領した1万円の収入認定の適法性に立ち入ることは行わない。

なお、前記のとおり本件処分1を9月分の保護費を変更したものと読み取ることは困難であり、9月分について10,000円が未支給のままであれば10,000円を支給するか、あるいはその可否はともかくとして保護変更を行うかのいずれかの措置をとるのが適当と考えられる。

ウ 介護保険による減額に関する主張について

審査請求人は、妻の国民年金から、特別徴収される介護保険料と後期高齢者医療保険料が収入認定され保護費が減額されている旨主張する。

しかしながら、妻の国民年金から、特別徴収される介護保険料と後期高齢者医療保険料の相当額分については、収入認定にあたって局長通知8-1-(4)イに従い収入から控除されており、審査請求人の主張は採用できない。

エ 食糧費の徹底的な削除に関する主張について

審査請求人は、決定された8月分および9月分の支給額が分割して支払われ、その結果、必要な支払いが出来なかった旨主張する。

この点、審査請求人は、請求の趣旨として「最初の保護決定通知が正しく、それ以降の変更通知はすべて意図的な処理に動かされているように思えます」「平成29年9月12日付けの保護決定通知の段階まで戻していただければ」などと、平成29年9月12日付けの保護決定については争わず、本件処分1ないし5の取消しを求めて争っているものと理解し得る。

平成29年8月分および9月分の保護費の支給方法は、平成29年10月分以降の保護費の支給月額を決定する本件処分1ないし5に影響を及ぼすものではなく、違法または不当の理由として採用することはできない。

オ 福祉資金借用書等の偽造に関する主張について

審査請求人は、福祉資金借用書等の偽造がされた旨主張するところであるが、金銭消費貸借が存在していなければ、法第 37 条の 2、令第 3 条による代理納付も認められないこととなる。

この点、福祉資金借入申込書（乙第 15 号証）には、審査請求人名義の署名の横に「〇〇〇〇」名義の押印がされている。同押印の印影と本件審査請求にあたって提出された審査請求書の審査請求人の記名の横に押印された印影は同一のものであり、福祉資金借入申込書の審査請求人名義の印影は審査請求人の印章によるものであると認められる。福祉資金借入申込書に本人の印章による押印がされている以上、特段の事情のない限り、当該印影は審査請求人の意思に基づくものであり、その文書自体も審査請求人により真正に成立したものと推定される。また、福祉資金借入申込書の日付・金額と事務的に記録された出納簿の記載も一致している（乙第 15 号証 5 頁）。

したがって、福祉資金の金銭消費貸借は有効に成立しており、それを前提とする法第 37 条の 2、令第 3 条による代理納付に違法または不当な点は認められない。

カ 審査請求人は、その他、縷々主張するものの、本件処分 2 および 3 の取消しの原因となる違法または不当な点は認められない。

第 6 審査庁の裁決の考え方

審理員意見書のとおり、本件処分 1、本件処分 4 に係る審査請求は、却下する。また、本件処分 2、本件処分 3 に係る審査請求は、棄却し、本件処分 5 は、取り消す。

第 7 審査請求人から審査会に提出された主張書面の要旨

1 生活保護に係る支給額が極度に少なかったことについて

最初の保護決定書には、8 月分と 9 月分はまとめて支給されると書かれており、その金額は 147,303 円とされていたが、そこから 49,800 円減額され、残る 97,503 円が二分割されて支給されることとなった。その後は、10 月分が 34,257 円、11 月分が 28,024 円、12 月分が 33,848 円、1 月分が 67,122 円、2 月分が 15,221 円とされ、本来支給されるべき保護費から約 40 万円減額された。

2 生活保護の目的が不正に改変されたことについて

この生活保護は、妻の病気の治癒と療養に対して補助を受けることが目的で申請し、審査によってそれが認められたのだが、処分庁によって、過去の贅沢を追い求め、そのため借金を増やした結果、生活破綻を引き起したことから生活保護を申請するに至ったということにされてしまった。

3 虐待者と認定されたことについて

妻が介護施設から一旦退所し、自宅で2週間過ごした後、市職員や当該施設職員から再度の入所を促され、同施設に入所したのだが、その2週間の間で、夫である自分から妻が虐待を受けたこととされ、市によって、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、虐待者にされてしまった。

妻と面会や電話をする度に「帰りたい」と言われるが、市から虐待者として扱われ、自宅に連れて帰れない状況になっている。これまでと同じように配偶者と一緒に暮らしたいという願望を打ち砕くことは、生きる願望を失わせ、肉体的にも衰えを誘発させる悪行である。

4 市に対する要望について

- (1) 妻を自宅に帰してもらいたい。
- (2) 法的決定を修正して自分の名前を虐待者から外してもらいたい。
- (3) 生活保護の最初の計画通り、正確な支給額を支給してもらいたい。また、生活保護の廃止日を正当な計算に基づいて修正してもらいたい。
- (4) 家と土地を担保とした社会福祉協議会による融資を実現してもらいたい。
- (5) 例えば、成年後見制度への申込みはどうするのかなど、市が必要と認める行政上の処理を加え、書類の提出、計算の報告、審議の実行などを指示してもらいたい。

第8 審査会の判断

1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などの審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断理由について

(1) 各処分の適法性および相当性について

本件審査請求の対象となる各処分の適法性および相当性を判断するに際しては、各処分における保護費の算出方法について検討することとなるが、具体的には、第5の2の(1)に記載のとおり、保護の基準に基づき算出される最低生活費と、次官通知等に基づき認定される収入充当額との対比によって決定することとなる。

ア 保護開始決定（通知書番号：〇〇〇〇号）について

第5の2の(1)のアに示した審理員意見書の記述のとおり、最低生活費は保護の基準別表第1により月額104,010円と適正に算定されており、その額をそのまま保護費として決定した本件保護開始決定に違法または不当な点は認められない。

イ 本件処分1（通知書番号：〇〇〇〇号）について

（ア）本件処分1の瑕疵について

第5の2の(1)のイに示した審理員意見書の記述では、行政処分の効力は処分通知の記載内容から合理的に解釈し得る内容において効力を生じるところ、本件処分1の保護決定（変更）通知書には、「10月分以降支給額」欄に「94,010」と記載されており、10月分以降支給額を94,010円に変更した内容のものとし解釈し得ないとし、そのうえで、本件処分1はその決定に係る保護費が支給される以前において、本件処分2により、36,877円に変更されており、その効力を失っていることから、不服申立ての利益を有せず、処分取消しを求める審査請求は、却下されるべきであるとしている。

しかしながら、処分庁は、本件処分1については、審査請求人が友人から提供された10,000円を、次官通知第8—3(3)において該当項目がないことから、平成29年9月1日付けでその他収入として認定し、9月分として通知したものであると主張していること、本件処分に係る保護決定（変更）通知書の「3 保護の変更の時期」には「平成29年9月1日」との記載があること、また、8月分、9月分の保護費の支給の際に、同額を差し引いたうえで支給していることが認められることから、処分庁としては9月分の支給額に係る保護変更決定を行う意図の下で処分を行い、当該意図に沿った効果を生ずる処分がされたものと取り扱っていたものと判断できる。

しかしながら、審理員意見書で述べられているとおり、本件処分1に係る通知の内容は10月分の支給額の変更と解するほかなく、処分庁の意思と処分通知との間に齟齬が生じている。このことは処分の明白な瑕疵に当たることから、本件処分1は取り消されるべきである。

（イ）審査請求人が友人から提供された10,000円の収入認定について

本件処分1が取り消された場合、再度保護変更決定を行うことになるが、友人から提供された10,000円について、処分庁は、弁明書において、質店への利息払いやゴミ箱代、ロト購入に使用されたことから、自立更生にあてられたとは考え難く次官通知第8—3(3)に該当しないとして、収入認定の対象となると判断しているところである。

一方で、審査請求書からすると、この10,000円は、審査請求人が利息を支払えないため結婚指輪が質流れをすると聞いた友人から提供されたものであり、また、審査請求人は反論書において、次官通知第8—3(3)ア「社会事業団体その他から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの」に該当するため収入認定はされないと主張している。この点、前述の処分庁の判断に当たり、審査請求人の主張する次官通知第8—3(3)アの該

当性について判断した形跡はない。

処分庁においては、10,000円が提供された経緯等を改めて確認するとともに、当該10,000円の全額を収入として認定することが社会通念上適当かどうかを再度検討されたい。

ウ 本件処分2（通知書番号：〇〇〇〇号）について

第5の2の(1)のウに示した審理員意見書の記述のとおり、最低生活費は保護の基準別表第1により月額96,730円と、また、収入充当額は局長通知第8-1(4)（審理員意見書では次官通知とあるが、局長通知の誤りと思われる。）に基づき、59,853円とそれぞれ適正に算定されており、10月分以降の保護費支給月額を36,877円と決定した本件処分2について、違法または不当な点は認められない。

エ 本件処分3（通知書番号：〇〇〇〇号）について

第5の2の(1)のエに示した審理員意見書の記述のとおり、最低生活費は保護の基準別表第1により月額97,650円と、また、収入充当額は局長通知第8-1(4)に基づき、66,346円とそれぞれ適正に算定されており、11月分以降の保護費支給月額を31,304円と決定した本件処分3について、違法または不当な点は認められない。

オ 本件処分4（通知書番号：〇〇〇〇号）について

第5の2の(1)のオに示した審理員意見書の記述では、本件処分3において決定された11月分以降支給額31,304円のうち、12月分以降支給額について、審査請求人の妻の後期高齢者医療還付金5,036円を12月分の収入充当額として認定したことにより21,232円に変更するものであるとし、12月分以降支給額の変更決定については、平成29年12月4日に当該12月分の保護費が支給される以前において、本件処分5（通知書番号：〇〇〇〇号）により36,848円に変更されており、その効力を失っているのであるから、不服申立ての利益を有せず、処分の取消しを求める審査請求は、却下されるべきであるとしている。

しかしながら、本件処分に係る保護決定（変更）通知書の「3 保護の変更の時期」には「平成29年11月1日」との記載があること、また、保護決定調書には「11月分支給額」の欄に「-5,036」との記載があり収入充当額として計算されていること、そして、本来11月分の収入充当額から控除されることとなる審査請求人の妻の特別徴収された介護保険料5,120円について控除して計算されていることから、処分庁は11月分の支給額に係る保護変更を行う意図の下で処分を行ったものと判断できる。

しかしながら、本件処分1と同様に、本件処分4に係る保護決定（変更）通知書においては「12月分以降支給額」欄に「21,232」と記載されていることから、12月分以降の支給額を21,232円に変更したものと解するほかなく、処分庁の意思と処分通知との間に齟齬が生じている。このことは処分の明白

な瑕疵にあたることから、本件処分4は取り消されるべきである。

なお、審査請求人の妻の後期高齢者医療還付金5,036円については、次官通知第8—3(2)エ(イ)によれば、その他の収入の額が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合にそのこえる額を収入として認定することとされているところ、上記還付金の還付額はそれを下回っており、本来収入認定する必要がないものである。また、保護決定調書の記載によれば、当該還付金が二重に収入充当額として計算されていることが認められ、本件処分4に係る保護費は適正に算出されたものとはいえず違法であるから、この点を理由としても取り消されるべきである。

カ 本件処分5(通知書番号:〇〇〇〇号)について

第5の2の(1)のカに示した審理員意見書の記述のとおり、本件処分に係る保護決定(変更)通知書の「4 変更の理由」欄に「信子さんのその他収入の削除による」と記載されているにもかかわらず、後期高齢者医療還付金5,036円が収入として認定されていることが認められ、本件処分4と同様に当該還付金は、次官通知第8—3(2)エ(イ)によれば、収入として認定する必要がないものである。

よって、本件処分5に係る保護費の額は、適正に算定されたものとはいえず違法であり、取り消されるべきである。

(2) 処分庁による介護保険料および福祉資金の代理納付について

第5の2の(2)に示した審理員意見書の記述のとおり、保護開始決定および本件処分1ないし本件処分5により決定された保護費から、介護保険料および福祉資金が法第37条の2、令第3条に基づき代理納付された点について、違法または不当な点は見当たらない。

(3) 審査請求人の主張に係る検討について

ア 月間収入の二重引きに関する主張について

審査請求人は、月間収入は最初の支給額の決定時にすでに差し引かれており、これでは支給額から二度にわたって月間収入がひかれ、不当な措置である旨主張する。

この点については、第5の2の(3)のアに示す審理員意見書の記述のとおり、保護開始時においては、審査請求人とその妻の年金収入は認定されておらず、保護の基準から算出される最低生活費がそのまま保護決定額となっており、10月分支給額の決定において初めて収入認定されたものであるから、審査請求人の主張は採用することができない。

イ 介護保険による減額に関する主張について

審査請求人は、妻の国民年金から、特別徴収される介護保険料と後期高齢者医療保険料が収入認定され保護費が減額されている旨主張する。

この点についても、第5の2の(3)のウに示す審理員意見書の記述のとおり、特別徴収される介護保険料は局長通知第8—1(4)イのとおり収入から

控除されており、また、後期高齢者医療保険料についても、収入から控除されていることが保護決定調書において確認できることから、審査請求人の主張は採用することができない。

ウ 食糧費の徹底的な削除に関する主張について

審査請求人は、決定された8月分および9月分の支給額が分割して支払われ、その結果、必要な支払いができなかった旨主張する。

この点についても、第5の2の(3)のエに示す審理員意見書の記述のとおり、審査請求人は、当審査請求において本件処分1ないし本件処分5の取消しを求めて争っているものと解されるどころ、平成29年8月分および9月分の保護費の支給方法は、本件処分1ないし本件処分5に影響を及ぼすものではなく、違法または不当の理由として採用することはできない。

エ 福祉資金借用書等の偽造に関する主張について

審査請求人は、福祉資金借用書等の偽造がされた旨主張する。この点についても、第5の2の(3)のオに示す審理員意見書の記述のとおり、福祉資金借入申込書で用いられた印影と審査請求書で用いられた印影とが同じものであること、同申込書に記載された日付および金額と事務的に記録された出納簿の記載とが一致していることから、福祉資金の金銭消費貸借は有効に成立していることが推定され、この点についての審査請求人の主張は採用することができない。

オ 生活保護に係る支給額が極度に少なかったことについて

審査請求人は、保護開始以降、本来支給される保護費から約40万円が減額された旨主張する。

しかしながら、第8の2の(1)のイの(イ)で述べた10,000円ならびに第8の2の(1)のカにおいて取り消すべきとした本件処分5に係る12月分の支給額ならびにその本件処分5以降の処分である1月分および2月分の支給額を除き、10月分および11月分については、第8の2の(1)のウおよびエのとおり適正に保護費が算出されており、また、法第37条の2、令第3条に基づく代理納付についても違法な点はないことから、審査請求人の主張には理由がない。

カ 第7の2ないし4に係る審査請求人の主張について

上記のほか、審査請求人は、第7の2ないし4に記載のとおり種々の主張を行うが、いずれも当審査請求の対象となる処分である本件処分1ないし本件処分5に影響を及ぼすものではなく、これらの処分に係る違法または不当の理由として採用することはできない。

3 付言

(1) 代理納付について

保護開始決定においては、8月支給額と9月支給額を合わせて147,303円の

決定通知がなされているところ、社会福祉資金や介護保険料の代理納付等により、直接に審査請求人に交付された額は97,503円となっていることが認められる。このように、代理納付の額が多額になると直接に審査請求人の手元に届く金額が少額となり、これにより、審査請求人が想定する額と差異が生ずる場合には、審査請求人の生活に著しい影響が及ぶこととなる。

審査庁によると、福祉資金については、社会福祉協議会と審査請求人との契約によって返済額等が決定されたとのことであるが、その全額が保護開始決定の段階で代理納付されていることなどからすると、本件についての代理納付が被保護者の資力を勘案せずに形式的に実施されているとも受け取れる。処分庁におかれては、今後の同様の事案において、被保護者の資力を勘案し、適宜処分庁が被保護者の相談に応じてその返済時期や返済額を判断するなど、代理納付制度の運用において被保護者の生活に過度の影響を及ぼすことのないよう御配慮をお願いしたい。

(2) 審査請求人の市に対する要望について

第7の4のとおり、審査請求人は市に対していくつかの要望を行っている。その内容は生活保護に関する事項に止まらないものとなっており、本審査会においてその内容に立ち入って判断することはしないが、市におかれては、高齢者福祉の観点からも、各種施策に係る専門機関と連携の上、審査請求人に対するサポートについて御検討いただきたい。

4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第9 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成30年8月27日	・審査庁から諮問を受けた。
平成30年11月19日	・審査請求人から主張書面の提出を受けた。
平成30年11月30日	・審査請求人から主張書面の提出を受けた。
平成30年12月26日 (第1回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成31年3月7日 (第2回審査会)	・答申案の審議を行った。

滋賀県行政不服審査会第二部会

委員(部会長) 羽座岡 広宣

委員 須 藤 陽 子

委員 辻 惠 子